

愛知川地域における用水対策について

- 平成22年度より国営地区調査「湖東平野地区」を実施
- 国から示された事業構想に基づき、平成25年度全体実施設計への移行を目指す

1. これまでの経緯

- ・平成5年3月 国営新愛知川土地改良事業着手
- ・平成6年10月 事業計画決定及び異議申立決定の取消請求提訴(原告52名)
- ・平成19年10月 最高裁決定により国営新愛知川土地改良事業計画が失効
- ・平成19年12月 愛知川沿岸土地改良区及び関係市町が新たな水源対策の早期実現を農政局長および県知事に要請
- ・平成20年1月 知事と農政局長との意見交換において、「用水対策を検討する会」を立ち上げ、幅広い観点から検討することを確認
- ・平成20年3月 国、県、市町、土地改良区を構成員とする「愛知川地域用水対策検討会」(事務局:県及び市町)を設立
- ・平成20年7月 愛知川地域水源対策推進協議会(会長:愛荘町長)を設立
- ・平成21年7月 推進協議会からの要請を踏まえ、県知事が農政局長に地区調査の採択を申請

※地区調査申請の内容

○整備構想

老朽化した水路等の改修更新と地域資源(地区内河川、反復施設、ため池、既設ダム、地下水等)の有効活用により、流域一体での用水の反復・循環利用を強化し、用水の安定確保を図るとともに琵琶湖の水質保全にも資する。

○想定事業費

約400億円

- ・平成22年3月 平成22年度予算が成立し、平成22年度調査費が決定
- ・平成22年4月 国営地区調査の開始
(以降検討会、検討部会を開催し、関係者間で調査内容等を共有)
- ・平成24年3月 湖東平野地区平成25年度全体実施設計移行について議決
(土地改良区第60回総代会にて)

2. 国営地区調査「湖東平野地区」の概要

- (1) 調査期間 平成22年度～平成24年度
 (2) 調査主体 国営事業計画策定のための詳細検討を国が実施
 (3) 事業計画案の概要

〔事業構想(案)〕

【国営事業】 (末端支配面積500ha以上) 【250億円】

■用水の確保 <ul style="list-style-type: none"> 永源寺ダム湖内掘削 土砂部:38万m³ 地下水揚水機 支配面積500ha以上:22箇所 調整池の有効利用 6箇所:570千m³ 	
■水路等の改修・更新 <ul style="list-style-type: none"> 老朽化した用水路等の改修・更新 国営幹線水路:8km 水管理施設等の改修 遠方監視・制御、分水工整備等 	

【関連事業】 (末端支配面積500ha未満) 【97億円】

ため池等の有効活用	ため池整備:11箇所
反復利用	小規模反復施設:6箇所
地下水揚水機	支配面積500ha未満:61箇所
水路更新	県営水路20km・末端水路11km

〔概算事業費(案)〕

347億円
国営事業:250億円
関連事業:97億円

(参考) 国営事業の負担率 (全体実施設計含む)

事業名		国	県	市町	地元
国営かんがい排水事業	基幹	70%	20%	8%	2%
	一般	2/3	17%	6%	10.4%

(参考) 関連事業の負担率

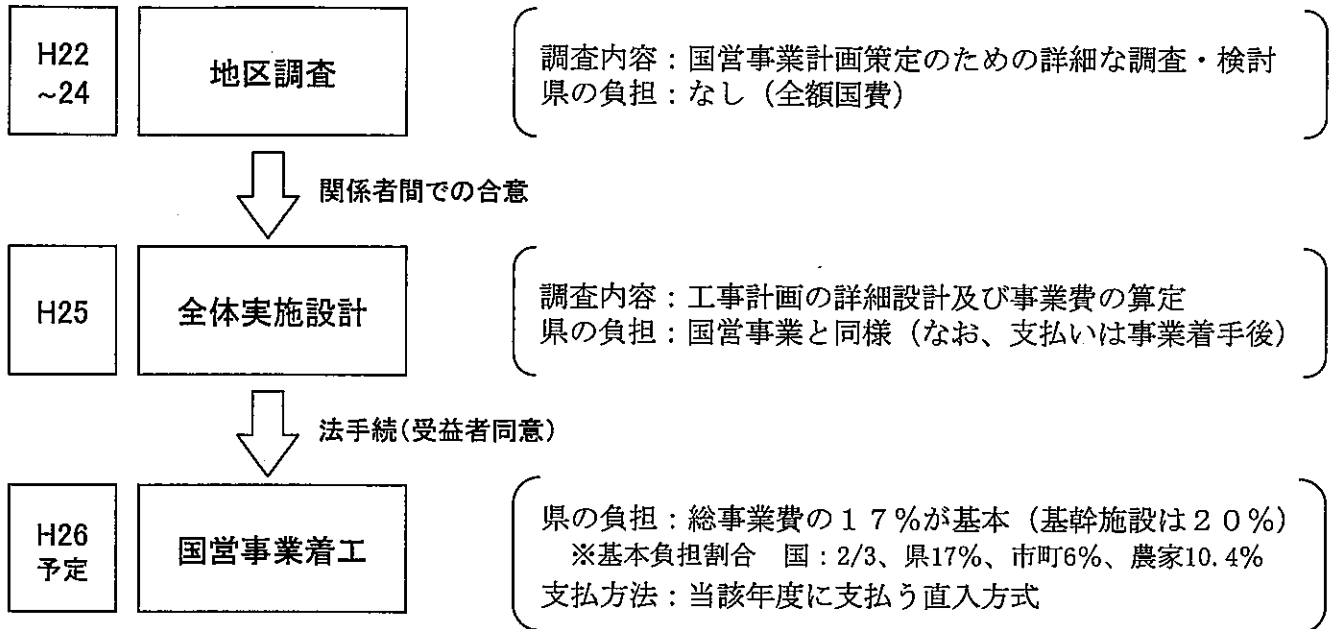
事業名	国	県	市町	農家
県営かんがい排水事業	50%	25%	10%	15%
県営ため池等整備事業	50%	29%	14%	7%
水質保全対策事業	50%	35%	15%	—
地域農業水利施設ストックマネジメント事業	50%	15%	5%	30%

注1) 負担率はガイドライン(国営及び都道府県営土地改良事業における地方自治体の負担割合の指針について)等を適用した例

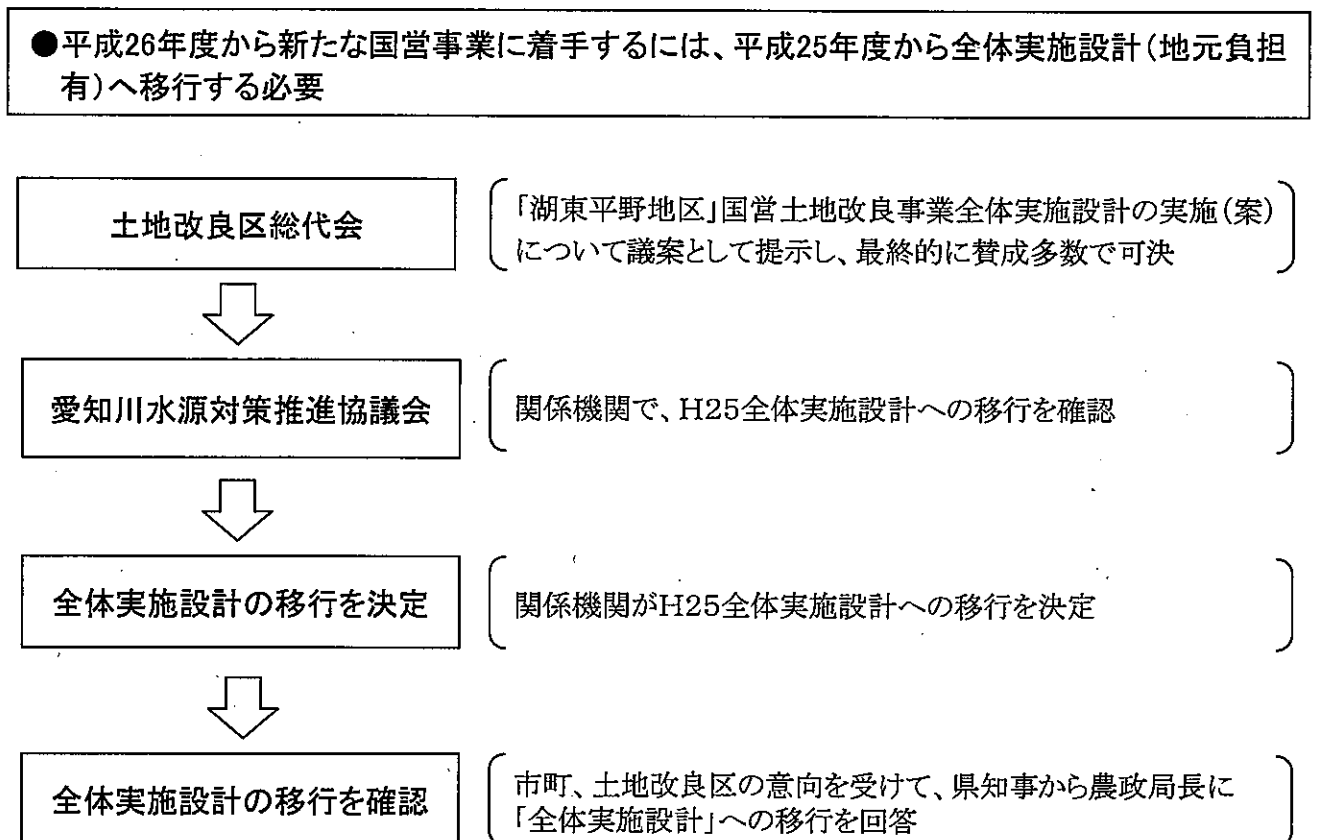
注2) 現時点における試算であり変更の可能性がある

3. 愛知川地域の用水対策に係る今後の進め方について(案)

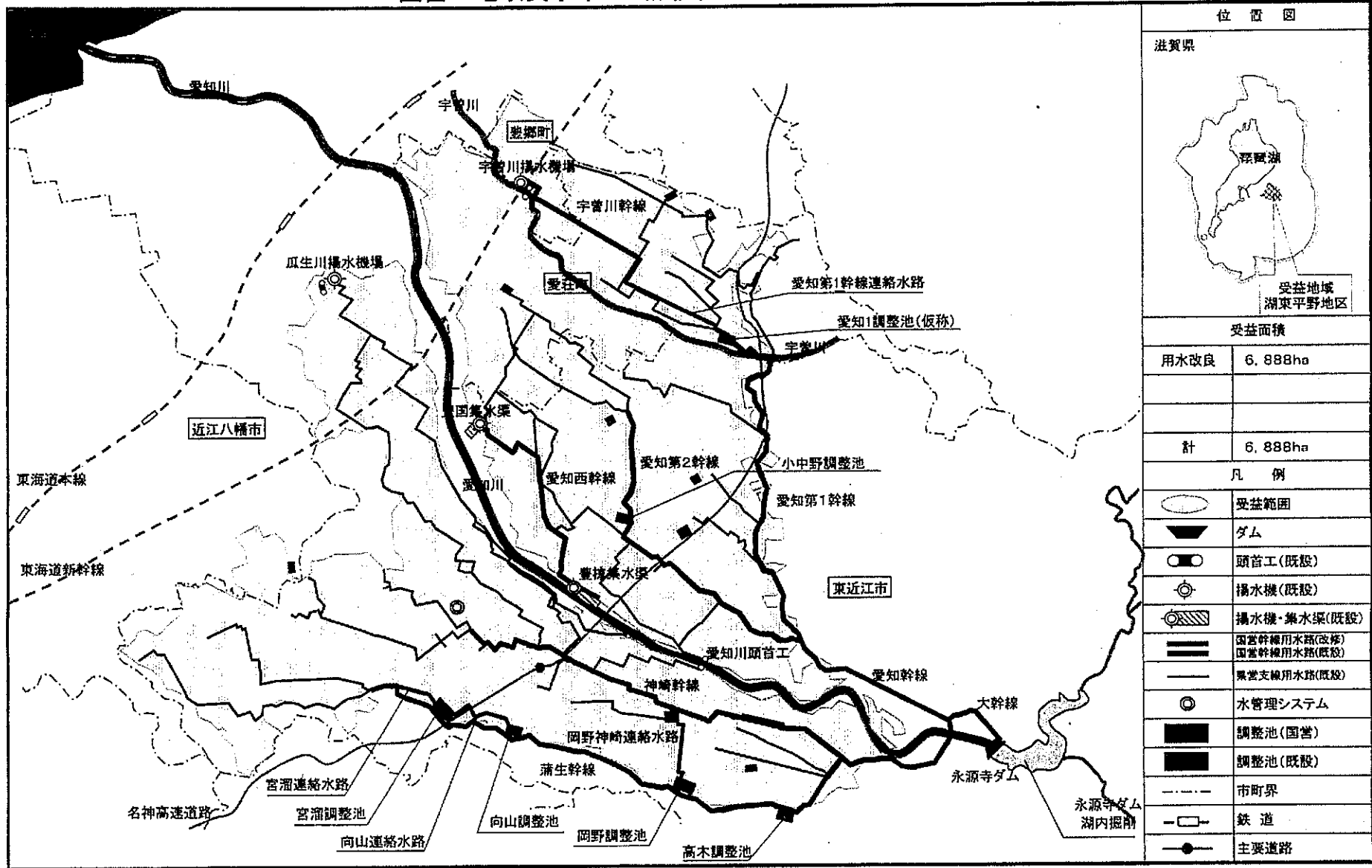
○今後の予定



○「全体実施設計」への移行に向けた進め方



国営土地改良事業 全計移行 湖東平野地区 概要図



位置図	
滋賀県	
受益地域 湖東平野地区	
受益面積	
用水改良	6,888ha
計	6,888ha
凡例	
	受益範囲
	ダム
	頭首工(既設)
	揚水機(既設)
	揚水機・兼水路(既設)
	国営幹線用水路(改修)
	国営幹線用水路(既設)
	県営支線用水路(既設)
	水管理システム
	調整池(国営)
	調整池(既設)
	市町界
	鉄道
	主要道路

[平成24年6月7日作成]